

# 10 食品衛生課

## (1) 総合衛生管理製造過程の承認等

### ① 概要

「総合衛生管理製造過程」とは、施設設備・機械器具の保守点検及び衛生管理、従業員の衛生教育、食品の衛生的な取り扱いなど従来からの一般衛生管理を土台として、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析重要管理点）システムを取り入れた総合的に衛生管理された食品の製造方法です。平成7年の法改正により承認制度が創設されましたが、平成30年6月の法改正により、令和2年6月に承認制度が廃止され、廃止後は新規の承認取得、更新による継続ができなくなり、3年間の有効期限経過後は、失効することになります。

厚生局では、現在、総合衛生管理製造過程の変更内容の審査、立入調査、定期監視を通じて事業者への指導を行っております。

※ 総合衛生管理製造過程の対象食品は、次のとおりです。

- ア 乳 (牛乳、脱脂乳、加工乳など)
- イ 乳製品 (アイスクリーム、発酵乳、乳酸菌飲料など)
- ウ 清涼飲料水 (ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料など)
- エ 食肉製品 (ハム、ソーセージなど)
- オ 魚肉練り製品 (魚肉すり身、魚肉ハム・ソーセージ、蒲鉾など)
- カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品 (缶詰・瓶詰、レトルト食品など)

### ② 所管する施設数[対象延品目数] (令和5年3月31日現在)

(内訳)	「乳」	3施設[4品目]
	「乳製品」	1施設[1品目]
	「清涼飲料水」	0施設[0品目]
	「食肉製品」	0施設[0品目]
	「魚肉練り製品」	0施設[0品目]
	「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」	0施設[0品目]
		4施設[5品目]

### ③ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合衛生管理製造過程承認施設への立入調査	11件	1件	0件

#### 【HACCPとは】(Hazard Analysis and Critical Control Point)

HACCP(ハサップ)は、食品の原料受入から製造・出荷までの全ての工程において発生する恐れのある危害を分析し、これを除去できる重要な工程を連続的に監視することにより、危害の発生を未然に防ぎ、製品の安全を確保する衛生管理の手法のことです。

## (2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

### ① 概要

食品衛生法に基づく「登録検査機関」とは、食品衛生法第 25 条の規定による製品検査や同法第 26 条の規定により国又は都道府県、指定都市、若しくは中核市が行う食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

厚生局では、管内の登録検査機関の登録及び監督を担当しており、厚生労働省令で定める技術上の基準（G L P : Good Laboratory Practice）に基づき、登録を受けた検査機関が検査を適正に実施しているかを立入検査により確認を行っています。

### ② 所管する施設数（令和 5 年 3 月 31 日現在）

管内に本部がある検査機関 13 機関  
検査施設 24 施設

### ③ 実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
登録検査機関の検査施設への立入検査、現地調査	22 件	19 件	27 件

## (3) 食中毒に係る調整事務

### ① 概要

近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模食中毒事件の発生時には、迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働省本省の指示に基づいて、地方厚生局が都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）と共同で立入調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても、都道府県等と厚生労働省本省との間の連絡調整を行うこととされています。

### ② 実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
都道府県等からの食中毒速報等の収集	43 件	15 件	28 件

このほか、平成 30 年に改正された食品衛生法の一部施行により、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大防止を目的とした、近畿厚生局及び府県自治体を構成員とする近畿広域連携協議会が平成 31 年 4 月に設置されました。

#### (4) 対EU及び対米輸出水産食品認定施設の査察等

##### ① 概要

EU（欧州連合）及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証するため、施設の認定を行っています。

この認定に係る手続きは、都道府県等が行っていましたが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和2年4月からは、地方厚生局が認定を行うことになりました。

厚生局では、施設の認定のほか、定期的に職員を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

##### ② 実績

###### ア 対EU輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：5施設（令和5年3月31日現在）

###### (イ) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定施設への査察	6件	9件	10件

###### イ 対米輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：2施設（令和5年3月31日現在）

###### (イ) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定施設への査察	2件	2件	2件

#### (5) 対中国等輸出水産食品取扱施設の認定及び衛生証明書の発行等

##### ① 概要

###### (対中国)

中国に輸出する水産食品については、最終加工施設等の認定及び衛生証明書の添付が求められており、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和2年4月からは、施設の認定を地方厚生局が行うことになりました。衛生証明書の発行については都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

###### (対韓国)

韓国に輸出する冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、処理施設等の認定及び衛生証明書の添付が求められています。

認定施設になるためには、認定要件を満たす書類を添付して地方厚生局に申請し、厚生労働省を通じて韓国政府に認定される必要があります。

厚生局では、施設の認定及び衛生証明書の発行等を平成25年2月から実施しています。

(対台湾)

台湾に輸出する貝類については、平成 30 年 1 月から衛生証明書の添付が求められています。活以外の貝類の衛生証明書の発行については、都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

なお、令和 4 年 7 月から当該証明書発行業務は地方農政局に移管されました。

(対ブラジル)

ブラジルに輸出する水産食品については、平成 21 年 2 月から衛生証明書の添付が求められています。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和 2 年 4 月からは、施設認定手続、認定施設の定期確認および衛生証明書の発行を地方厚生局が行うことになりました。

② 実績(一元的な輸出証明書発給システム含む(令和 4 年度～))

(対中国)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
取扱施設の認定	5 件	0 件	0 件
衛生証明書の発行	1,763 件	2,240 件	3,107 件
認定施設への査察	4 件	*77 件	2 件

\*例年とは異なり、中国政府の要請により実施。

(対韓国)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
取扱施設の認定	0 件	0 件	0 件
衛生証明書の発行	17 件	8 件	2 件

(対台湾)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
衛生証明書の発行	9 件	7 件	0 件

(対ブラジル)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
取扱施設の認定	—	0 件	0 件
衛生証明書の発行	—	0 件	0 件
認定施設への査察	5 件	3 件	3 件

(6) 対米等輸出食肉処理場等に係る認定施設の査察

① 概要

食肉及びその加工品の輸出は、輸出食肉処理場等が相手国政府の定める衛生要件に適合することの認定を取得することが求められています。

厚生局では、定期的に職員を認定施設に派遣し、査察を実施しています。

② 実績 (1 施設で複数国の認定取得の場合、それぞれの国の要綱に求められる回数で重複計上しています)

ア 対米輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：2 施設（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(イ) 実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認定施設への査察	24 件	24 件	24 件

イ 対EU輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：4 施設（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(イ) 実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認定施設への査察	26 件	27 件	27 件

ウ 対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：4 施設（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(イ) 実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認定施設への査察	4 件	4 件	4 件

エ 対台湾輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：4 施設（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(イ) 実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認定施設への査察	4 件	4 件	4 件

## (7) 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制

① 概要

食品として販売されるものの広告や表示等においては、健康保持増進効果に関して、著しく事実に相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示を行うことが禁止されています。

虚偽誇大広告等の表示に関し、必要と認めた場合の食品製造施設等への立入及び収去の権限については消費者庁長官から地方厚生局長に委任されています。

なお、違反事例への勧告、命令に関しては、都道府県等がその権限を有しています。

厚生局では、消費者庁や都道府県等と連携を図りながら事業者へ指導等を行っています。

② 実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
都道府県等及び事業者からの相談	2 件	0 件	0 件